平成２１年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市木風町６番３号
破産者　三和建工株式会社
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
群馬県前橋市古市町１丁目８番地の４
破産者　有限会社ブティック房
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８８号
千葉市中央区新千葉３丁目４番16号
破産者　加藤　督長
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２７号
千葉県市川市大野町３丁目263番地19
破産者　中原　勇司
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８７号
東京都文京区小石川５丁目18番４号サンローレル小石川
破産者　有限会社皆川企画
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８８号
東京都清瀬市松山２丁目９番26号メゾン幸202号
破産者　皆川　盛三
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６８９号
東京都清瀬市松山２丁目９番26号メゾン幸202号
破産者　皆川　幸子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘３丁目30番地の11
破産者　有限会社西大和瓦工業
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
千葉県浦安市堀江１丁目９番17―101号パレスふじ
破産者　新屋賢一郎
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７７号
千葉県船橋市三山１丁目41番１―615号
破産者　野崎　政信
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８７号
東京都立川市錦町１丁目４番10号
破産者　株式会社ジーベック
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８６１号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ５―413
破産者　山本　純司
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４７号
神奈川県藤沢市下土棚319番地
破産者　株式会社勝栄建築事務所
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３７４号
福井県今立郡池田町上荒谷12号39番地の１
破産者　株式会社長谷川組
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５７０号
大阪市西淀川区福町１丁目４番14号
破産者　株式会社今井三正堂
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２号
神戸市西区持子２丁目67番地
破産者　有限会社辻王住建
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５０５号
札幌市北区あいの里４条４丁目４番10号
破産者　株式会社興北建設
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３１号
岩手県宮古市田鎖第８地割４番地１
破産者　塚田総業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２２号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の13桜が丘団地22―107号
破産者　村井　健彦
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４２３号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の13桜が丘団地22―107号
破産者　村井万理子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５２号
東京都国立市谷保5945番地の１ル・ヴェールB101
破産者　大河内雅代
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７１１号
東京都日野市大坂上４丁目10番地の１日野大久保団地６―206
破産者　矢嶋　司郎
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部